

成年後見制度利用促進委員会 第5回議事録

内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局

第5回成年後見制度利用促進委員会 議事次第

日 時：平成28年12月14日（水）13:28～16:28

場 所：中央合同庁舎第4号館2階220会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 成年後見制度利用促進基本計画の案の作成に当たって盛り込むべき事項について
 - ・素案について

3. 閉 会

○大森委員長 御関係の皆さん方おそろいでございますので、ちょっと早うございますけれども、開始させていただきます。

代理の方を含めまして、本日14名の御出席でございます。本日は第4回でございます、あらかじめ皆さん方にお伝えしてございますように、本日は計画に盛り込むべき事項についての素案を御審議いただく、検討していただくことになっていきますので、よろしく願いいたします。

瀬戸さんが飛行機の関係で少しおくれられるという御報告だそうです。そこで、これからのやり方について私からお願いいたします。きょうは素案でございますので、素案の文章は事務局から読み上げてもらいます。ただし、みんな読み上げた後で検討は大変でございますので、区切ってさせていただきたいと思っております。御協力をお願いいたします。

皆さん方のお手元の資料で言うと（1）から（8）まで読み上げた上で御検討をいただくことになっておりますので、次のような流れにさせていただければと思っております。

（1）については事務局から5分で読み上げていただいて、約25分、皆さん方の御意見を伺う。その次は（2）でございますけれども、3～12ページですが、ここは少し長うございますので、事務局から多分10分ぐらい読み上げに時間がかかります。10分で読み上げていただいて、これは45分ほど皆さん方の御意見を伺う。それで10分ほど休憩をさせていただきたいと思っております。そして（3）は5分で25分ディスカッション。次は（4）と（5）は一緒にさせていただきまして、読み上げに5分で検討が25分。最後は（6）（7）（8）を一緒に読み上げていただいて25分。そうすると大体3時間で多分おさまるはずなのですが、できればおさめて終わりにしたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

本日の素案と申しますか、盛り込むべき計画の案につきましては、ワーキング・グループのお二人の主査の先生と、事務局のほうで資料の作成について御相談の上で本日提示されると伺っています。長丁場になりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、早速（1）に行きたいと思っております。事務局からお願いします。

○事務局 お手元の資料1－2が文書の素案でございます。

1 ページ目（1）を読み上げさせていただきます。

（1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

－制度開始時・開始後における身上保護の充実－

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援のあり方

○ 成年後見人等は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、成年後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。

○ 平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の附則において、施行後3年を目途とする見直し事項に「障害者の意思決

定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が成年後見人等の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

②成年後見人等の選任における配慮

- 成年後見人等は、本人の自己決定権を尊重するとともに、身上に配慮して後見事務を行うべき義務を負っているところ、成年後見人等がこのような事務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。
- このため、家庭裁判所において適切な成年後見人等を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

③利用開始後における柔軟な対応

- 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も本人やその家族に等と成年後見人等との間に信頼関係が形成されていない場合においても、成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が成年後見人等を解任することはできないこととなっている。
- 上記のように本人の権利擁護を十分に図ることができない場合の対応として、成年後見人等の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。
- 今後、地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して成年後見人等の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と成年後見人等とが円滑な人間関係を構築できるようサポートする機能が期待される。また、その関係の改善ができない等により現在の成年後見人等では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔軟な運用を可能とする方策を検討する。

④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

- 現行法は、家庭裁判所は、成年後見制度を利用しようとする者の精神の状況につき鑑定をしなければならないと定める一方で、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りではない（家事事件手続法第119条）しており、鑑定書に代えて、より簡易な診断書の提出も許されるものとされている。
- 診断書の提出を認める運用は、家庭裁判所における迅速な審判に資するものである反面、成年被後見人とされることにより行為能力が制限されるなど、その効果が

大きいこと等に鑑みれば、医師が診断書等を作成にするに当たっては、十分な判断資料に基づき適切な医学的判断が行えるよう、本人の身体及び精神の状態を示すような本人の生活状況等に関する的確な情報提供が医師に対して行われることが望ましい。

- そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

以上でございます。

- 大森委員長 御苦労さまでした。

それでは、早速御意見を伺います。どうぞ。

- 新保委員代理 柴田洋弥と申します。②の1つ目の○です。選任のところでありませけれども、この表現でもいいのかもかもしれませんが、関係者との円滑な関係も大変重要であります。一番大事なことは本人との関係でありまして、本人が支援者に対して、後見人に対して不信感を持つ、変えてほしいと言う、あるいは拒否をする場合には、最優先に考慮されなければいけないのではないかと思いますので、本人の意思というところをもう少し強調していただければと思います。

- 大森委員長 1ページの②の最初の○の真ん中ぐらいで「本人はもとより」では弱いのではないかとということですね。本人の意思を尊重することは当然のことであると言っていますので、多分、意味はこの中に込められていると思います。御意見として伺います。

それ以外はよろしゅうございますか。どうぞ。

- 池田委員 2ページの利用開始後における柔軟な対応のところですが、2行目です。「後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も本人やその家族等と成年後見人等との間に信頼関係が形成されていない場合において」となっておりますが、お書きいただいた趣旨はわかっておりますが、ここに「その家族等」という言葉を入れる必要があるのかということ、これまでの自分たちの実践の中で感じる部分がございます。

と申しますのが、後見人として実はこの申立ての関係、それから、その後の支援においても、家族及び支援者等とどうしても本人側に立つ中で対立関係を生じてしまうことは十分あり得ることなのです。その次の○のところに「上記のように本人の権利擁護を十分に図ることができない場合の対応として」と書いていただいておりますので、趣旨として本人の権利擁護を十分に図ることができない場合にはということとしてはよくわかるのですが、前段に「家族等」と入ってしまうことについては、実践というところで少し問題がある場合もあるということ、御考慮いただければと思います。

以上です。

○大森委員長 今回のことは事務局どうですか。家族が入っていることについて御意見が出たのですが、入っていてもそんなに不都合ではないでしょう。取るべきですか。取ったほうがいいという御意見ですか。

○池田委員 私自身はなくていいと思っています。

○大森委員長 この点について、ではお願いします。

○川口委員 私もこの点に関して違和感があります。我々も虐待案件や何かで入るときはよくあるわけですがけれども、その場合というのはどうしても家族との対立というのは多くあります。そのときに恐らく家庭裁判所への解任の申立てですとか、市区町村に対して何らかの苦情が入ったり、あるいは我々団体のほうに入ったりということはよくあります。それが2つ目の○のように、上記のように本人の権利擁護を十分に図ることができない場合というふうに見られてしまうというのは、違和感があります。

○大森委員長 齋藤さん、どうぞ。

○齋藤委員 私もこの点はないほうがいいと思っております。理由は今、家族との対立と後見人の部分で話が出ていますけれども、実務現場において、第三者後見人がつく事案の背景には、家族間の意見や利害の対立等が結構ありまして、そもそも制度が本人中心の支援にあるべきで、家族の対立等が第三者後見人の後見職務に困難な影響を及ぼすこともありますので、ないほうがいいと思っております。

○大森委員長 そうすると単純な質問ですがけれども、本人との関係についてだけで成り立つのですか。本人は要するに判断能力は回復していない。それで家族を除いてしまったらどうなるのですか。単純な質問なのですがけれども、大丈夫でしょうか。花俣さん、どうぞ。

○花俣委員 もちろん困難な事例とか、確かにいないほうがいい家族と言われるような方もいらっしゃるの事実かもしれないですがけれども、我々会の名称から言っても認知症の人と家族の会と言っています。特に若年の御夫婦の介護の場合、いろいろな場面で最近本人さんがすごくスポットを浴びて、本人の思いを大事にしましょうと言われるのですがけれども、若年の奥様を介護していらっしゃるうちの副代表は、いつもどうして本人だけになってしまうのだろう。本人と家族は一体と捉えてもらえないのがすごく悲しいとおっしゃっています。なので、やはり家族支援イコール本人支援というところもありますので、家族だけを明記するというのは少し問題があるでしょうけれども、本人と家族を両方併記するというのは何も問題はないと私どもは思います。

○大森委員長 「家族や」になっているからいけないのかな。文章上は並列になっている。

では、今のことをできるだけ集約しましょうか。どうぞ。

○土肥委員代理 今回の部分ですが、私も基本的には家族ということで明記されていることに対しては違和感を感じております。ただ、全体のトーンとして成年後見人等との関係がそもそも適切に動いていない場合に対して何とか方向転換しようというところを図ろうというときに、本人及びそのサポートできる関係者の一人として家族がいるという趣旨であれ

ばいいのかなと思います。表現ぶりは今すぐ出てきません。どうしても第三者の後見人がついているようなケースにおきましては、特に御家族でも必ずしも本人のためにならないという場合も多々ありますので、無条件に家族が挙げられて信頼関係がというところだけ取り出されますと問題が大きいかなと感じております。

以上です。

○大森委員長 この件、御意見が出ましたので、私としては引き取らせていただいて、どうすれば皆さん方の御意見に合うか。表現ぶりがあると思いますけれども、考えさせていただきます。

ほかに、どうぞ。

○新保委員代理 今回の同じところですけども、相当期間経過した後でないかというときの、相当期間というのはどのぐらいのことを言っているのかよくわからないのです。原則的に現状では後見人をとりかえることができないことに対して、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にするように環境を整備するということがここの趣旨だと思うのです。また、ぴったりの人は継続してもらえばいいわけですけども、高齢者の場合はそうでもないかもしれませんが、知的障害の場合は利用期間が非常に長いものですから、定期的な見直しということをごどこかで入れていただければと思います。

○大森委員長 なるほど。承ります。

久保さん、どうぞ。

○久保委員 ③のところですけども、先ほどからも少し御意見があるようですが、特に知的障害の場合は長期にわたって成年後見を使うことが予想されますので、そういう場合に就労とか社会活動といいますか、社会参加といいますか、そういう部分の重要性みたいなものを踏まえた運用に配慮することも入れていただけたらありがたいなと思っています。

○大森委員長 今のはどこに入る話ですか。

○久保委員 ここで入れてもらえたらと思います。もう一つ○をつけ加えていただけないかなと思っているのですが。

○大森委員長 利用開始後における柔軟な対応の中にですか。

○久保委員 はい。特に障害者については長期にわたる成年後見の制度の利用が予想されますので、就労とか社会的活動の重要性です。その辺を踏まえた運用に配慮するというような文言を入れていただきたいと思っています。

○大森委員長 後見人の適格さというか適切さについて、変えることも含めて柔軟に対応してもらいたい、すべきではないかという箇所なのです。にわかには判断しにくいですけども、今のことをここに入れられるかどうか検討しますが、もしかしたらそれ以外の場所かもしれません。御趣旨はわかりましたので、そうさせていただきます。

○久保委員 もう一つよろしいでしょうか。④なのですけれども、この成年後見利用が長期にわたる障害者も十分先ほど申し上げたように予想されますので、本人の障害の特性だとか、支援の状況等の実態を的確に踏まえた上で、判断が可能になるようにしていただけ

たらと思っています。

○大森委員長 わかりました。

先生、どうぞ。

○新井委員 私も2ページの④診断書等のあり方について発言します。下に○が2つありまして、下から2つ目の○の最後のところで「十分な判断指標に基づき適切な医学的判断が行えるよう、本人の身体及び精神の状態を示すような本人の生活状況等に関する確な情報が医師に対して行われることが望ましい」ということで、趣旨は私ももちろん賛成なのですが、今まで医師というのは医学的判断を行う医学的モデルの判断者だと言われてきたのに対して、これを読むと社会モデルに関する情報を医師が直ちに行うような印象を持つのです。ですから、ちょっとこの辺の表現はもう少し慎重にしてもいいのではないのでしょうか。従来の医学的モデルの判断は医師が行うとともに、福祉的な情報に関しては選任に際して適宜考慮されるような対応が求められるぐらいのほうがよろしいように思うのです。これだと要するに医師が社会モデルのいろいろな情報を判断しなければいけないようにも読めるのですが、そのあたりもいかがでしょうか。

○大森委員長 微妙なところですね。先生のほうからいかがですか。

○瀬戸委員 おっしゃるとおりなのですけれども、ただ、我々医師は、例えば前回もお話しました介護保険もそうですが、いわゆる社会モデルは資料として必要である。ただ、判断には勘案しないというトレーニングは十分受けていると思います。今後のマニュアル、テキスト等においてその部分を十分周知していただければ、ただ、必要な情報というのは決して社会モデルによって判断するのではなくて、いろいろなケース、いろいろな場合などのような障害があるのか。それを知るためにはぜひ必要だと思います。そこが今の答えになります。

もう一点、追加でよろしいでしょうか。ぜひここに入れていただくのであれば、文言としては非常に難しいのかもしれませんが、今まで我々、作成医は結果についてのフィードバックは全くないのです。診断書、鑑定書というのは書きっぱなしである。そうすると、その方がどのようなになったかもわからない。これは非常に難しいことなのかもしれません。ただ、わからないがゆえに後見人の方がもしついても、後見人の方とのコンタクトは全くない状態になる。大きな今後の流れというものを、いろいろなことを検討していくのであれば、そのことも一度考えていただきたいと思います。

○大森委員長 考えてみましょうか。

どうぞ。

○土肥委員代理 この項目が、利用者がメリットを実感できる制度運用の改善ということで、御本人のメリットということが第1に考えられるかと思えます。その点で今④で診断書というのが御議論がされている話ではありますが、要は保佐、補助相当の方が後見になってしまうことのないようにするという趣旨が、大きな根本の問題ではないかと思っております。そうであるとすれば、そこら辺のところの指摘は従来も当会の委員からも御意見

が出ていたかと思しますので、保佐、補助が適切に宣告される、そして利用者の方がそれを利用できる。その趣旨において診断書のあり方がフォローがされるべきであって、さらには今、医師の方が後で追って検証する。そういうことができるといいのかなと感じました。

以上です。

○大森委員長 事務局から先ほど手が挙がっていました。どうぞ。

○法務省まず先ほどの新井委員の御指摘でございますが、御指摘の記載は、医学的な判断が行えるようにその判断資料を十分に提供するという点にその趣旨があり、その十分な判断資料の1つとして、ここに書いてある生活状況等に関する的確な情報提供が必要だということでございますので、そういった社会的観点からの判断を医師にさせていただくことを念頭に置いたものではないと思います。ただ、その趣旨が十分に伝わらないと問題ですので、そこがはっきりわかるように、要するに医師はあくまでも医学的な判断をするというところがわかるように、修文をすることは考えられるように思います。

○大森委員長 「望ましい」ですから、ほぼ大体これでいけるのではないかと私は判断しますけれども、なお考えてみましょうか。

そろそろ収束させたいのですけれども、どうぞ。

○新保委員代理 今の件ですけれども、最終的な決定が家庭裁判所でなされるわけでありますから、そのときに医師の診断書のみに基づいてではなくて、さまざまな社会的な状況を家庭裁判所が判断する仕組みがもう一つ必要なのではないでしょうか。今のところそういう情報というのは医師にだけ伝わって、医師はそれをもとに医学的な判断をするわけです。社会的な状況を勘案するとき、医師の判断だけでは足りないのではないかと思います。ですので、その仕組みをここに書くべきではないか。そういうふうなさまざまな社会的な情報が直接に家庭裁判所伝わる方法を書き加えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大森委員長 これは家裁から御意見いただけますか。

○村田委員 家庭裁判所がもちろん最終的に判断をするわけですが、その際には今の民法の枠組みとして判断能力の程度に応じて3類型に当てはめて判断をせざるを得ないので、どの類型に当てはまるような判断能力の状態かということについては、医師の診断、判断に裁判所としては依拠せざるを得ないところがあるかと思います。ですが、それ以外の生活状況等について資料、判断材料をいただければ、それはむしろ後見人等の的確な選任のための資料として使わせていただくほうが、より有益なといいますか、現行の制度の趣旨に沿った情報の使い方ができるのではないかと考えております。

○大森委員長 この箇所は以上にいたしますけれども、どうしてもという人はどこかでまた言ってください。次に行きます。

それでは、(2)に行きます。

○事務局 それでは、3ページ(2)を読み上げさせていただきます。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記1(2)①イ)の目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など)を発見した場合には、速やかに必要な支援に結び付ける。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資するサポート体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域のサポート体制を構築する。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア) 本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応

- 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化する。
- 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、成年後見人等のみではなく、地域の関係者が日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的にフォローする仕組みとする。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームのサポートを行う体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議す

る協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

- 各地域において、上記のような機能を有する地域連携ネットワークを整備し運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
- 中核機関は、相談対応や、②ア)におけるチームやイ)における専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、各地域における連携ネットワークを形成・強化していくため、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等を始めとする関係者からなる協議会等の事務局機能を担う。
- 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

④地域連携ネットワーク及び中核機関を担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 成年後見人等サポート機能の4つの機能について、計画的・段階的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分掌するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

また、市町村・都道府県において成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や「成年後見支援センター」等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等も含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存資源も十分活用しながら整備を進めていく必要がある。

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭

に置いた活動となるよう留意する。

イ) 相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
 - ・ 市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等のサポートを得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
 - ・ その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
- ※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都道府県が連携しサポートする必要がある。
- ※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

- 親族後見人候補者の支援
 - ・ 後見人等になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が成年後見人等になった後も継続的に支援できる体制（親族、福祉・医療・地域の関係者、成年後見人等からなるチームと、チームをサポートする専門職団体・関係機関の体制）の調整等を行う。
- 市民後見人候補者等の支援
 - ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、成年後見人等になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。
- 受任者調整（マッチング）等
 - ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、成年後見人等候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
 - ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。

- ・ 家庭裁判所が成年後見人等を選任するに際し、中核機関が成年後見人等の候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な成年後見人等候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やそのサポートも含めた支援体制を検討する。
- 家庭裁判所との連携
 - ・ 中核機関は、成年後見人等候補者の的確な推薦や成年後見人等への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。
- (b) 担い手の育成・活動の促進
 - 市民後見人の研修・育成・活用
 - ・ 市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行っているが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。
 - ・ さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、成年後見人等となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。
 - 法人後見の担い手の育成・活動支援
 - ・ 成年後見人等の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
 - ・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
 - ・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、法人後見の活用が有用であると考えられる。
- (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
 - 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理におけるサポートを受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。
 - 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。
 - 生活保護受給者を含む低所得者の高齢者や障害者等で、成年後見制度の利用が

必要である人についても、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

エ) 成年後見人等サポート機能

○ 後見等の開始後も、親族後見人や市民後見人等が日常的な相談や支援を得やすい体制を整備するとともに、専門職を含めた様々な主体が支援に関わり、本人や親族の状況変化や意向に沿って成年後見制度が運用されるよう、家庭裁判所と地域のネットワークが連携・協働する仕組みを構築する。

○ 具体的には、本人の状況に応じ、成年後見人等のみならず、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的にフォローする体制づくりを進める。

チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健ケースワーカー、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられ、本人の支援に必要な関係機関が連携しながら、成年後見人等も含めた本人を支えるチーム体制を整えられるようにする。

○ 中核機関は、必要なケースについて、後見事務に関する相談に応じるとともに、福祉関係者等と成年後見人等とで構成されるチームが円滑に連携して本人の生活の質の維持・向上と権利擁護に取り組む活動をフォローし、必要に応じ法律・福祉の専門職の協力（ケース会議等）をコーディネートするなど、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるようサポートを行う。

○ 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、成年後見人等による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、成年後見人等を支援する。

特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と成年後見人等との関係がうまくいかなくなっている場合や他のサポート体制への切り替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。

○ 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の事理弁識能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることにする。

オ) 不正防止効果

○ 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り

体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。

- このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。
- 上記のような体制が整備されることにより、これまでは、成年後見人等において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待される。
- 家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、成年後見人等による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野にいれつつ、実効的な方策を検討する。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。その際には、下記ウ)に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。
- さらに、地域において重層的なサポート体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門サポート機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が

必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定に則り、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人(例: 社会福祉協議会、NPO法人等)を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分掌して委託等を行うことも考えられる。

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

⑥優先して整備すべき機能等

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、上記④ア) 広報機能やイ) 相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い者を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。
- また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備を行う旨の決議がなされたことを踏まえ、保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能(④イ)の機能)の整備に優先して取り組むよう努めるべきである。
- ④ウ)成年後見制度利用促進機能とエ)成年後見人等サポート機能についても、市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていくサポート体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待される場所であるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。

- 地域連携ネットワークにおけるチーム、専門職団体によるサポート体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者自立支援協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- なお、成年後見制度を利用している高齢者・障害者やその成年後見人等の相談対応等のサポートも、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。

以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。全体としてくたびれる文章ですね。聞いているほうは本当にくたびれる。私のくせですけれども、もっと普通の人を読んでわかるような文章にならないかなと改めて読み上げてもらうとよくわかる。感想を言っただけではないかもしれないけれども、やはりくたびれますね。繰り返が多いし、末尾が曖昧だしというのは感想をちらっと私は持ちまして、だからどうしろとは言いませんけれども、少しいろいろ工夫してもいいかなという感じを受けます。やたら「等」が多い。読んでいるほうは、この「等」は何が含まれているかすぐ思ってしまうので、そのようなことも含めて、細かい文章のことはあるかもしれませんが、大筋としてここは大事ですから、今回の目玉になっている箇所ですので御意見を伺います。

どうぞ。

○新保委員代理 全体として市町村が行うことはいいと思うのです。ただ、市町村が動くためには都道府県のバックアップと、都道府県からの詳細な情報提供や、場合によってはなかなか進まない場合の督促なども必要かと思えます。そういう点で市町村の中核機関に対して、バックアップする都道府県の機関の設置が必要なのではないかと考えています。

○大森委員長 その都道府県の機関というのは、どの機関のことでしょうか。

○新保委員代理 基本的には都道府県に協議会を設け、また、都道府県に市町村の実施機関をサポートする機関を設けるべきではないかと思えます。実際に市町村が動かないのではないかという気がいたします。

○大森委員長 何重構造になるかわかりませんが、そうしたらもっと動かなくなります。

○事務局 10ページをごらんいただければと思います。設置の主体のところには○が3つありますけれども、その2つ目の○の「さらに」というところですが、そこをもう一度さっと読みますけれども、「地域において重層的なサポート体制を構築していく観点から、上記の市区町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所単位での専門サポート機関の設置についても、積極的に検討されるべきである」と書いてあるのは、御発言の趣旨を踏まえたものに沿ったものであると考えますが、いかがでしょうか。

○大森委員長 ここにサポート機関と書いてあります。今の御主張は、都道府県単位で地域連携ネットワークとか、中核機関をつくれという話ではないでしょう。

○新保委員代理 そうですね。市町村が動くように都道府県がサポートすることです。

○大森委員長 だからこれでいいのでしょうか。今の読み上げでもらったところで御意見は反映されていると考えていいのでしょうか。

では次の方にいきましょう。どうぞ。

○土肥委員代理 1点質問と、2点意見を申し上げさせていただきます。

まず質問につきましては、中核機関の分掌というというワードが2カ所出てきております。市町村の判断により1つの機関ではなく、複数の機関に役割を分掌して委託等を行うことも考えられる。これは以前にも御説明があったかと思うのですが、もう一度内容を確認させていただきたいというのが1点です。

意見として2つ。中核機関が非常に重要な役割を果たすものと思われま。それは必要であろうと土肥委員からも聞いております。ただ、その中で必要な情報を得るためにも、市民後見人とか親族後見人が選任された場合は、できるだけ中核機関がその情報を確実にわかるといいますか、知らされるというシステムがない限りは、なかなかアクションは起こせないのではないかと。熱心な人はできるのだけれども、そうでない人に対するフォローというものが、不正防止の観点でも必要なのではないかとこの意見を持っております。

3点目、中核機関が非常に重要な役割を果たしてありますし、市町村も含め、委託されたところが大変な動きだと思っておりますが、一方でそれと連携する家庭裁判所も最初から出てくるという話ではあるのですが、人的、物的な体制の強化という点が必要になります。どうしても相当な件数がふえるであろうし、保佐、補助を丁寧にやっていくとすれば、家庭裁判所における役割の期待というのも非常に大きくなっている。負担も相当大きいだらうと思われま。当然のこととして書かれてはいないのかなと思っておりますが、家庭裁判所の調査官が保佐、補助の件に対して面談して状況をきちんと聞くという体制はぜひ維持していただきたいと思っておりますので、家庭裁判所の充実の必要性という点につきましては何らかの計画に載るか載らないかはわかりませんが、ぜひここで意見を述べさせていただきたいなと思いました。

以上です。

○大森委員長 御意見の2点目は、村田さん、どうですか。

○村田委員 利用の促進が図られれば、裁判所が行うべき仕事の量は増えることは容易に予想される場所ですので、必要に応じた体制の充実は裁判所としてももちろん図っていくつもりですし、また、促進法においても1つのテーマとされているので、裁判所のそうした姿勢について応援をいただければありがたいと思っております。

○大森委員長 文章でどこかにその趣旨のことを書き入れたらどうですかという御意見なのですが、書かなくてよろしいですか。そういうことを聞いているのです。

○村田委員 それは委員の皆様方の共通認識としていただければ、書いていただ

ければ裁判所としてはありがたいと思います。

○大森委員長 ほかの御意見いかがですか。どうぞ。

○齋藤委員 8ページの(c)の3つ目の○です。「生活保護受給者を含む」以下の関係なのですけれども、当委員会などの議論の中でも出ているわけですが、いよいよ成年後見制度がますます利用が深まって、促進されていくと、こういった資力のない方についての問題が今まで以上にクローズアップされると思います。現在でも、成年後見制度が誰でも使えるものとは理解されてなくて、すなわち民法で規定されている法定後見制度の由来からしても一定の財産がある者が対象者になると受け止められている一方、この制度も実際には医療、福祉等の社会保障制度とも連動し、本人の尊厳保持のため重要な機能を果たすことになるので、財産や資力の有無について、これから議論する際の大きな課題だと思うのです。

それでいきなり社会保障制度に変えるべきだと言う前に、成年後見制度利用支援事業、こういった公的助成もありますけれども、これでも賄えないというのが見えている段階で、いわゆる新たな公助というものに触れなくていいのかどうか。確かに少子高齢化において、様々な分野において財政支援の要請や期待が多い状況からして共助・公助を拡大するのは難しいという状況はわかっているものの、成年後見制度利用者に対する公助の部分が低くおさえられているのではないかという感を持ちますので、この辺を踏み込めるかどうか、私は一言、利用促進と言う以上は資力のない方、誰でも使えるんだというメッセージを高らかにうたうべきだということで、その裏打ちとして公助の部分も触れたほうがいいのではないかと思って、意見として述べさせていただきます。

○大森委員長 わかりました。御意見を伺いました。

ほかにどうぞ。

○新井委員 まず簡単なほうからですけれども、8ページの上から3つ目の○です。今、齋藤委員の指摘のあった点ですが、生活保護受給者が成年後見を利用したらどうかという点の指摘があります。

前から私が申し上げているように、ここは年金受給者も入れてしかるべきではないかと思えます。これについては厚生労働省のお考えはよくわかっているのですけれども、でも年金受給者が意思能力不十分になったときには成年後見を使うというのはよりいいことですから、それを排斥する理由はないので、ここに年金受給者も入れていただきたいと思えます。言葉がもし強ければ生活保護受給者等でもいいですけれども、解釈として含めるようにしていただければ大変ありがたいと思えます。

9ページの2つ目の○で、2行目です。「本人の事理弁識能力が不十分でなくなり」と書いてありますけれども、これは事理弁識能力という言葉よりも、ここは意思能力とか判断能力のほうがいいのではないのでしょうか。法定後見3類型について事理弁識能力と表現されているので、言葉の修正をお願いできればありがたいと思えます。

さらに、大きな点が2つあります。3ページに戻っていただいて、①のウです。「意思

決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資するサポート体制の構築」です。意思決定支援・身上保護を重視しているというのはもちろん私も全く異論はないし、これは当然の前提だと思っているのですが、ここで言うのが妥当かどうかわかりません。もう少し先のほうで言うべきかもしれませんが、これを見ると意思決定支援一本です。

つまり何を言いたいかという、障害者権利条約では意思決定支援一本ですが、かなり強い異論もあって、意思決定支援が中心ではあるけれども、代理決定もあるというような意見がもちろん強いわけですので、ずっとこういう表現で通すと、この報告書は代理決定というものを全く考慮していないかのような印象を持たれるおそれがあると思うのです。ですから私としては、どこかこの報告書の冒頭の部分でいいと思うのですが、意思決定支援を重視することは問題ないけれども、いわゆるラストリゾートとしての代理意思決定は排除するものではない、そして、代理決定が選択されたときであっても、利用者の権利とか意思とか選好が尊重されるという文言を入れるほうが、バランスがとれているし、現行法の趣旨にも合うし、日本政府の障害者権利条約に対する対応としても私は適切だと考えておりますので、このところは、あるいは次回の検討のところでもより詳しく出てくるかもしれませんが、そのようにしていただけたらどうかと思います。

もう一点ですけれども、チームの関係です。これはまず4ページの2つ目の○ですが、チーム対応をすることによって福祉的な対応ができます。いろいろな方のノウハウを本人のために活用するという趣旨で、もちろんこのチーム対応には私は大賛成です。

そのことを申し上げた上で、前回のワーキングでも申し上げたと思いますが、ではチームの中で具体的に誰が、どういう役割をするかということになります。そうすると、その次のイの2番目の○でいろいろな機関が出てきまして、さらに8ページに行くと下から2つ目の○でいろいろな機関が出てくるわけです。そして表現としてはあちらこちらに行って申しわけないのですが、4ページの2つ目の○で「成年後見等のみではなく」という表現ですが、これは非常に弱いと思うのです。チーム対応はもちろん前提で、それが好ましいと考えます。しかし、いろいろな職能が出てきてチームで動くときに、最後のコーディネーターとかまとめ役は成年後見人です。そうでないと事実上の対応というか、いろいろな人が登場して、事態を複雑にして、要するに「船頭多くして、船、山に登る」という話にならないかということをお願いしているのです。前回は申し上げたように、成年後見人というのは裁判所で選任されて一定の公的な権限を持っているわけですから、チーム対応をするにしても、成年後見人の役割というものをもう少し強く出していただいてもいいのではないかとこの点が4ページについての私の意見です。

そして8ページについてたくさん出てきていますけれども、これも申し上げたかと思いますが、この中で例えば市町村窓口というのは行政そのものですし、民生委員とか保健師は公務員になります。ですからこれも対応が違っていいのではないかとこの辺のチームに属するメンバーのあり方といいますか、それについてももう少し何か工夫して文言をつけ加えていただけたらよろしいのではないかと思います。

以上です。

○大森委員長 事理弁識能力ということが出てきましたが、それから、先ほど分掌が出てきて、分掌って役所言葉で普通の人は使いませんので、言葉については改めることは可能ですね。

○事務局 先ほどの土肥委員代理の御質問があったかと思imasので、そこだけさっと答えさせていただきたいと思imas。

場所は11ページの上のほうにウ) 運営の主体とあります。その3つ○がある最後の○「また、市町村の判断により、一つの機関ではなく、複数の機関により役割を分掌して委託等を行うことも考えられる」。まず分掌という言葉については見直しをさせていただきたいと思imas。

これの意図ですけれども、1つ上の○に市町村が中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を選定するという要件が書かれています。これに該当するような機関が複数ある場合については、その複数の機関に委託することも排除しないということを念のために書いているという趣旨でございます。

○大森委員長 ほかに、どうぞ村田さん。

○村田委員 新井委員の最後の御指摘のチームの構成等に関連して発言をさせていただきたいのですが、関係する箇所としては先ほど御指摘のあったとおりの4ページの下の部分と、8～9ページにかけての部分の関係するところになります。

まず文言の表現の問題もあるのですが、前提となるイメージとして、チームのメンバーに福祉関係者がたくさん挙がっていて、かつ、後見人選任後はその後見人も当然その中に入っているということになっているのですが、他方で専門職、特に法律専門職がどちらかという団体として外側でサポートするというすみ分けの雰囲気書かれているところが多々見られます。ですが、ケースによっては当然法律専門職の方が後見人になるケースもあれば、後見人には選ばれなくてもチームの中で支えるメンバーの1人として働いていく場面があるだろうと思imasので、そういったところがもう少し前に出てよいのではないかとと思imas。

具体的には、まず4ページのところですが、4ページの真ん中のイ) では、1つ目の○で「『チーム』での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関が」ということで、ここはチームの外からサポートするのは団体だという仕切りになっているのですが、他方でその下の③の2つ目の○のところ、1行目から2行目にかけては「②ア) におけるチームやイ) における専門職によるサポートのコーディネート」となっています。ここは多分、専門職団体ではないかというのが1点です。

それから、より実質面において言いますと、8ページのエ) の2つ目の○で「具体的には、本人の状況に応じ、成年後見人等のみならず、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者がチームとなって」とありますが、ここは選任後のところなので福祉・医療・地域の関係者に加えて法律の関係者も入るべきではないかと考えます。ですので、その下の

チームの関係者の例示のところも多少変わり得るかなと思います。

そうなったときに9ページの頭のところで、チームの外からのフォローのところですけども、9ページ1行目に「必要に応じ法律・福祉の専門職の協力（ケース会議等）をコーディネートするなど」とあるのですが、これは法律・福祉の専門職団体とするか、あるいはチームに加わっている以外の法律・福祉の専門職の協力とするか、いずれかの整理が望ましいのではないかと考えます。

○大森委員長 なるほど、ありがとうございました。

どうぞ。

○池田委員 4点ございます。

3ページの①ア)ですが、これまで強調させていただきましたが、私は割合に発見のところがさらっと流されてしまっているかなと感じているところでありまして、地域において権利擁護に関する支援の必要な人として挙げていただいて、虐待を受けている人なども含めて、できるだけ具体的に書いていただいているのですが、こういった方々はみずからその権利を守ったり主張できないという状態もありますので、次の「発見した場合には」ではなく、例えば高齢者虐待防止法は第5条の第1に発見しやすい立場にあることを自覚して、発見に努めなければならないとか、2では、保護のための施策に協力するように努めなければならないと書いていただいているのですが、「発見することに努め」とかいう形でぜひ責任ではないですけども、その立場をもう少し強めていただく書きぶりにしていただけたらありがたいかと思えます。

2つ目ですが、7ページになります。ここのところは十分議論ができないまま結論といった感じで出てきているかなと思っているのですが、7ページの一番下です。「障害者の方に関してですが、若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、法人後見の活用が有効であると考えられる」という書きぶりなのですが、法人後見の活用が有用である場合も私はあると思えます。

ただし、この場でも、とにかく本人にとってどうなのかというところで、個人で後見してくれる人がいないからということで、安易に法人後見ということではデメリットというところで幾つも挙げることができ、そのために海外では本来的には法人後見がないという前提をしっかりと押さえて、そういう事実を知っていただいていることなのか。決して私は法人後見ではだめだとは申し上げません。しかし、有用であると考えられるとしてしまいますと、市民後見人や個人での後見を受けにくくなってしまう可能性があるのではないかと考えたときに、その書きぶりについては改めて考えていただければと思います。

3つ目が8ページの(c)の3番目について、先ほど地域の現場を知っている齋藤さんがおっしゃっていただきましたが、ここに関しては後見を適切に行うべきであって、その報酬等については低所得というところでは、14ページあたりに書いていただいているのですが、成年後見利用支援事業が例えば「各市町村できちんと整備されているのを条件に

適切に使い」などというような文章を補っていただけると、先につながりやすいのではないかと感じました。

最後の4つ目なのですが、これは意見というより困惑です。9ページの上から2つ目の○、移行型の任意後見契約の問題ですが、私もそれがきちんと機能しないで、そういう状況になられた方の支援等をやる中で、実際にこれは民民の契約でされているところで、この地域連携ネットワークでさえも大変その状況を確認する、また、その状況を知り得ることがほとんど難しい、大変困難な中でケースがないか等に留意し、チームにおける支援、そうできればいいのですけれども、そうできないからこのような問題になるというところでは、こう書いていただいてもできない可能性が高い中で、実行できるこういうところでの何らかの仕組みを入れていかないと、書くだけに終わってしまうというところでは、今の時点で指摘で申しわけないのですけれども、挙げさせていただきたいと思います。

以上です。

○大森委員長 承りましたけれども、最後のところは書いても直ちには実行できない。何か工夫はありますか。

○山野目委員 池田委員が最後におっしゃったことは、まだ事務局は読み上げておりませんけれども、13ページの中ほど少し下にある④のところで、まさに池田委員のお悩みがあるからこそ、これから考えていかなければいけないという課題の確認が行われています。この4行の書き方が弱いとか、強めようという御意見があるとすればそれは理解としますけれども、一応、事務局のほうで御用意いただいていると思います。

○大森委員長 よろしいですか。

ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

○土肥委員代理 これは6ページのところなのですが、一番上の○のところ。「法テラス等の協力を得ることも想定される」と書いてくださっています。私の個人的なことなのですが、法テラスの事務局関係をしていたこともございますので、申し上げます。今、総合法律支援法の改正で認知能力の低下した人への相談体制の整備というもののやり方について協議されています。したがって、そことの連携をうまく図っていただくのが非常にタイムリーなのではないかと思います。御紹介していただければ幸いです。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

市長会等はよろしいでしょうか。全体のネットワークとか中核機関については。

○伊東委員代理 役割の部分については、今後まだ後段15ページ以降に出てくると思いますので、大まかな今の意見については特には申し上げることはありません。

○大森委員長 今まで御意見等が出てきましたが、事務局のほうからこの段階で何かありますか。

○事務局 ありがとうございます。役人文言なので委員長からお叱りいただいておりますが、限界があるとは思いますが、なるべくやわらかい文章に今後するように努力していき

たいというのが1点。

2点目、きょういただいた御意見について基本的にはごもっともであり、よりこの文書がブラッシュアップされ、また、内容が充実していく方向で御意見をいただいたと思います。可能な限り入れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

若干前半の部分で、今回あるいは次回にさらに御議論いただきたいなど、事務方だけで文章にして、さあこれでというわけにはなかなかいかないかなと思っている点は何点かありますので、少なくともまた後で担当の参事官からさらにあればあれなのですけれども、私はずっと聞かせていただいた中でさらに委員の皆さん方で御議論をいただきたいのは、まず2ページのところにある大森委員長に引き取っていただいたわけですが、家族等という言葉を入れるのかどうか。いわゆる家族と後見人というもののなかなか利害の対立というものがあるというのと、新保委員の代理の方が言われた成年後見人の選任の定期的な見直しという文言をとという話があるわけですが、現行制度は定期的な見直しということは必ずしも前提とはしていないわけですが、そこら辺というのはどのように考えればいいのかというところについては少し委員会でもんでいただければというのが1つ。

3ページのところで新井座長から、冒頭かどうかは別にして、成年後見制度について障害者権利条約では意思決定の代行を否定するものではないんだというところを書くべきではないかということについても、少し御議論いただければと。政府としては成年後見制度というものについて障害者権利条約に抵触するものではない、と考えており、この委員会等での御議論のスタートも、これまでの成年後見制度の運用というものが財産管理に特化し過ぎていたのではというところでもありますので、あえてそこを冒頭に書くのかどうかというところについても、少し御議論をいただければということ。

それから、4ページでございますが、実はチームによる対応等のところで確かに我々は十分考えていない部分があります。福祉関係者というものがコアになって法律専門職が外から入ってくるパターンと、法律専門職の方がおられてそこに福祉関係者が絡むパターン。内からなのか外からなのかという関係性というのは、ぼかして書いている部分もあって、いろいろなバリエーションがあると思うわけですが、その際に新井座長から出てきた、では法的なものも含めて一体誰が責任をとるものになるのかということですが、事務局の認識としてはそれはケース・バイ・ケースであろうという感じで考えていて、今の段階では成年後見人というものがチームに入った場合に成年後見人が福祉における全ての責任まで負い切れるのかということにもなってくるので、事実としてこのようなチームで行く中で、そのバリエーションの中で法的責任というものが最終的にどのように帰属していくのかというのは、今後事例を重ねていく中で出てくるのかなと思っておりますが、いやいやそうではないんだ、法的責任の帰属というのもここである程度方向性を書けというのであれば、さらに御議論をいただきたいということでございます。

7ページの最後のところで、障害者には法人後見の活用が有用だというのは特に御議論をいただきたいということでございます。基本的にはこのような形で取りまとめる方向で、

特に厚生労働省等からはこういう方向かなという形で意見が出ているわけですが、それについてそうなのか。このような書きぶりもあるのではないかということを書いていただければありがたいということでございます。以上、取りまとめの文書を書く事務局としては御議論いただければありがたいという部分を幾つか思いつくままに申し上げさせていただきます。

○大森委員長 では、ちょうど切りがいいですから、これで10分休みまして、その間もし御意見があれば休憩後、冒頭で御発言いただければと思います。

では、ただいまから10分休憩いたしましょう。

(休 憩)

○大森委員長 それでは、再開させていただきますが、事務局から御発言がありました点について、何か休憩時間に思いついたことがあれば伺います。

○山野目委員 3点申し上げます。

1つ目は、新井委員から問題提起をいただきました代行決定と呼んだらいいでしょうか、あるいは代理と呼んだらよいでしょうか、そういう契機を否定するように場合によっては読まれるかもしれないという御心配の指摘をいただきまして、ごもっともなお話であると感じますとともに、少し難しいと感ずることは、反面、それを書くとき書き方によっては反対側の誤解を誘発しかねない部分もございます。

事務局から確認をいただいたように、従来の政府の考えに基づいて条約との関係を考えているという前提でこの検討が行われているということ自体は、恐らくどなたも異なる意見は持っていないと感じますから、ここでの御議論にもよりますけれども、どちらかという無理に書かないで、先ほど事務局と新井委員との間で意見交換があったということを経事録にとどめ、そのことが明確になったというふうにしていくあたりがよろしいのではないかと感じる部分がございます。

2点目でございますけれども、チームの中での成年後見人等の役割がかえって曖昧になり、新井委員がお話になったように船頭多くしてという事態にならないかという観点からの御危惧はごもっともであると感じます。書きぶりとしてまた推敲いただきたいと考えますが、成年後見人等が法令等に基づいて有する権限があくまであることを踏まえつつ、チームの役割が適切に発揮されていくような運用の工夫を今後していくという書きぶりを御工夫いただくことが、事務局にお願いできないかと感じる部分がございます。

3点目、成年後見人等の選解任の運用のあり方について、定期に見直すというようなことをどこまで書き込んでいけるかということでございますけれども、既に御案内のとおり、現行の法令上は定期にそのような交代をするという発想は伺うことができないものになっております。そういたしますと運用の問題として、これをどのように受けとめるかということになってまいります。どのような書きぶりにするかということが難しい部分がございます。

ますけれども、委員から御指摘があったことを踏まえて法務省や裁判所の意見も聴いていただいて、文章に可能な限り反映していくことがよろしいのではないかと感じます。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○新井委員 「代理意思決定」という文言の採用については私が問題提起しましたので、委員会で決めていただければいいと思うのですけれども、私は意思決定支援の重要性については人後に落ちないつもりです。しかし、こういうオフィシャルな報告書になって、恐らくこういうものが英語に翻訳されて、世界に発信されると思うのです。そうすると一言も代理意思決定というものが出てこないということになると、それは1つの事実として重みを持つのではないかと私を心配するわけです。それは法務省が本来、心配していただくことかもしれません。私ごときが心配することではないのですけれども、やはり現行法の立場からすると代理意思決定というのは否定していないので、目立たない形でそこはくぎを刺しておくことが私としてはいいのではないかと考えていますが、もしほかの委員から御意見があったら、これは非常に重要な点なので、伺えればと思います。

○大森委員長 御意見ありますか。どうぞ。

○新保委員代理 今の点については、自閉症協会は繰り返し御意見を申し上げておりますけれども、代理決定も意思決定のうちの1つと考えています。代理決定は必ず必要です。ただ、それが本人の意思、権利条約12条の一般意見書の表現を借りれば、本人の法的能力を排除しないという条件のもとで代理決定が認められるというふうに思います。それは具体的にどういうことかということ、本人が嫌だと言うことはしないということです。どうしても本人が嫌だということが本人にとって多大な被害を及ぼすということであれば、そこはよく本人と話し合って、本人の納得を形成することが必要です。本人の意思決定支援によっても本人単独では決められないときには、代理決定が必要です。そのとき、本人の意思に反しない代理決定は意思決定支援とは対立しないと考えています。そのような表現ならば理解できるかと思います。

○大森委員長 本日審議していただいているこの事項の中で書ける話なのか、全体として少し前書きのところか、どこかに書き得るかどうかにについて検討するというふうにさせていただきますか。

それ以外よろしゅうございましょうか。

○村田委員 まず3点申し上げたいのですが、1点目で事務局から問題提起があったところ、2ページの上のほうの御本人やその家族等々というので家族をどうするかという点について、それほど強い意見があるわけではないのですけれども、専門職として関与されるお立場にある方の一連の御意見は理解もできるところで、なぜならば専門職の方をお願いするケースというのは親族の間に対立があるケースが多いですので、そういうことを踏まえたと、先ほどのような御意見が出るということも理解できると思います。

他方で一定の範囲内の親族については後見人の解任申立権が法律上、認められていて、法律上も一定の重要なプレイヤーとしての位置づけが与えられているということからすると、この文脈において家族というのを外すというのはいかかなものかという感じがするところです。ですので修文提案はやや情緒的な提案になりますけれども、御本人やその御本人を支える家族という、御本人と同じ方向を向いている家族をイメージした文章などにすることは考えられるのではないかと。余りいい案ではないかもしれませんが、それが1つです。

2点目ですけれども、山野目委員から先ほどお話があったチームのところの責任者の問題で、これは山野目委員の御発言と私も同意見です。法的にぎりぎりいったときの責任というのは、責任は権限と裏腹ですので、いろいろなことを実際に行動する、特に法律行為をする、あるいは代理人として活動するという場面において、最終的にはそれは後見人の判断でされることとなりますから、そういう意味での権限と責任は後見人にあるということとは言えると思うのですが、だからといってそうやって特に親族の方や市民後見人の方を突き放していいかということ、それでは制度が回らないでしょうということで、今この場で支援のお話をしているわけですので、そういう最終的な権限を適切に行使していくための支援をここで議論していこうということかと思えます。ですので、例えば周りの人のアドバイスが間違っていて問題が生じたというケースの責任はどうなるかというのは、事務局がおっしゃられたとおりケース・バイ・ケースとなるのではないかと考えます。

3点目ですけれども、後見人を定期的に見直すというようなことは考えられるかどうかということについて、資料にもありますとおり現行法上、解任事由がないとなかなか裁判所が勝手にやめさせるわけにいかないということがありますので、定期的をやめさせて、また新しい人を選任するというのは勝手にはできないという構造になっているかと思えます。

先ほど山野目委員がおっしゃられたように、では運用で何か受けとめられないかということから申し上げますと、そこは資料の中でも9ページの頭のところ、8ページの終わりから9ページにかけて中核機関がチームの活動をフォローするというお話が出てきて、裁判所との連携もという話になっているわけですので、そうすると中核機関によるチームの活動のフォローが定期的に行われていけば、御本人と後見人とのマッチングもその後も大丈夫ですよということで裁判所に情報提供いただければ、それは安心してその体制を続ける。他方、どうも信頼関係が崩れているようだというような情報が中核機関に入り、それを裁判所につなげるべきだということになれば、その際に今の後見人からの自発的な辞任の申立てをとりつけていただいて、かつ、その関係の専門職団体等から新しい後見人の推薦とペアで裁判所に出していただくと、それは基本的にはそのとおりに後見人を変えていくという運用につながっていくのではないかと。その中核機関による定期的なフォローと、それを踏まえた裁判所の適切な権限行使という形によって、運用上の定期的な見直しに近いことは検討できるのではないかと考えます。

○大森委員長 ありがとうございます。

久保さん、どうぞ。

○久保委員 今、御意見があったのと重複するかと思いますけれども、定期的な見直しの部分ですが、障害者の場合は成年後見制度そのものを利用する期間が相当長くなりますので、そういう意味では不適切な後見の行為というものをチームで発見した場合、中核機関でフォローしていただく中で見直しをしていくことを書いていただけたらありがたいなと思っています。

もう一つは、7ページの最後の法人後見の部分です。法人後見の部分は利益相反が云々ということはよく言われておりますので、そのことはよく承知しておりますけれども、年金だけで暮らしている人が、利用者負担が発生するとやっていけなくなるというような、成年後見が必要なのに利用できないという形になるのもよくないと思いますので、そこは本人のことをよくわかっている法人が法人後見をやりつつ、しっかりと後見の監督人を入れていただいて、そして不正が起こらないように、利益相反が起こらないようにしっかりと監督をしていただく中で、低額な利用料で本人が成年後見制度を利用できるという形が望ましいのではないかと考えておりますので、どのように書けばいいのかわかりませんが、そのようなことを考えています。

あと、家族を入れるかどうかというのは、家族の立場でありながらどういう家族なのと思うような家族も確かにあります。ですから専門家の方が家族を除いたらいいとおっしゃる気持ちもよくわかるのですけれども、またそんな家族ばかりでもないというのも家族としては思いますので、先ほども御意見があったように、ここは少し書きぶりを変えていただいて、家族は入れたいなと思っております。

以上です。

○大森委員長 家族は村田さんがアイデアを出されましたから、そういうことを考えながらいきましょう。

事務局の御発言についての御回答でしょうか。ではお願いします。

○土肥委員代理 家族のところは先ほど私も申し上げたのですが、今、村田委員がおっしゃったような支援する家族に関しては、今のような書きぶりの修正が望ましいと私も思います。

法人後見のところでございます。法人後見の活用が有用であると考えられるという書きぶりのところに、先ほど池田委員の趣旨とも合うかとは思いますが、「法人の活用も」ぐらいかなと個人的には思っております。どうしても日本の場合は法人後見に対する信用性というか、信頼性といいますか、非常に高いというところは特出したところがあるのではないかと考えます。ただ、一方で法人と言っても先ほどおっしゃられたようにいろいろありますし、私の個人的な体験でも中心のメンバーがしっかりしているときはいいのですが、途中で質が変わってきてしまったりということもなくはない状況です。それはやはり定期的なチェックになろうかと思いますが、その点に関しましてもいま、村田委員がおつ

しゃいましたように適切な、それこそ中核機関が情報を得て見ておくというようなシステム、それから、法人後見の適格性に関するチェックというものがきちんとなされるという制度がつけられるのがいいのではないかと思います。

ただ、何でもかんでも法人後見というよりは、できるだけマン・ツー・マン的なところが可能であれば、それが望ましいというのは間違いないところであるかと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

そろそろ終わりにしたいと思います。池田さん、どうぞ。

○池田委員 私のほうで提起した問題ですので、一応確認といえますか、発言させていただこうと思いますが、2ページの家族に関しましては、確かによく読みますと、これは解任というところの権限行使の問題でもあり、その権利があるというところでは、村田委員がおっしゃったとおり、家族を入れておいても問題ないと改めさせていただきます。

ただ、この成年後見制度が誰のための、何のための制度かというところで、この方々は本当に福祉の世話になっているとか、認知症というところで家族も含めて御本人の意見、意思等がないがしろにされている中で、弁護士も司法書士も社会福祉士も家族であっても、後見人は本来、本人のためのものというところで私は逆にひっかかってしまったというところで、大変申しわけなく思います。そこの意見になってしまいます。

法人後見に関しましては、今、相原さんも言っていただきましたが、本人のためには市民後見人のほうがいいときも実際にありながら、なかなか障害のほうで市民後見人というところも進んでいただけていなかったり、低額であるから法人という考え方も私は違うと思っておりまして、本人にとってどういった後見人がいいのか。本人にとって顔の見える一生涯寄り添う形のキーパーソンとなる後見人を得る機会でもあることをしっかり理解していただきたい。法人というところでは、法人が全部だめとは思いませんけれども、法人というところで本人や現場を知らないところでの決定になったり、柔軟性が十分でなかったり、決定が遅かったり、画一的だったりというデメリットもあるということをしっかり理解して、本人のためにどの制度がいいのかという中でももちろん法人もあるよねという形にしていただければと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

では櫻田さん。

○櫻田委員 私も同じところで7ページの一番下の法人後見についてなのですが、改めて見させていただくと、書き方が強いような気がしています。法人後見がいいとか悪いとかではなくて、本当に私たち障害者が使うときに、本当に誰が使うのか、誰のためのものなのかというのを考えたときには、法人後見もあるけれども、自分にとっては市民後見がいいんだとか、親族後見がいいんだという場合もあるので、その書き方を御配慮いただければいいかなと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは（３）にまいります。よろしいでしょうか。では読み上げてください。

○事務局 12ページでございます。

（３）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

－安心して利用できる環境整備－

成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、成年後見人等において、これを適切に管理・行使することができるような、成年後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。

①金融機関による新たな取組

金融機関は、本人名義の預貯金口座について、成年後見人等による不正な引出しを防止するため、元本領収についての後見監督人等の関与を可能とする仕組みを導入するなど、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・払戻方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止

本人の意思を尊重しつつ、成年後見人等による不正防止等を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするため、サポート機能を担う法律専門職団体は、サポート機能の一環として、成年後見人等に対し、積極的に指導・助言を行うものとする。

上記の法律専門職団体は、成年後見人等の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する。

③家庭裁判所と専門職団体等との連携

法務省等は、最高裁判所と連携し、地域の金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

④移行型任意後見契約における不正防止

移行型任意後見契約については、上記２（２）④エ）において述べた地域連携ネットワークのチームによる見守りにおける不適切なケースの発見・支援とともに、不正防止に向けた実務的な対応策について幅広い検討が行われるべきである。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、これについて御意見を伺いましょうか。どうぞ。

○川口委員 13ページの③において、家庭裁判所と専門職団体等との連携といううたわれ方がありまして、その中で「専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ」という形で書かれております。

今回の枠組みの中で不正防止を防止していくスキームというのは、我々積極的に参加してやっていきたいという話をさせていただいておりますけれども、専門職が不正をした場合の成年後見制度に対する信頼性を損なう大きさというのは非常に大きいものがありますので、ぜひ今後専門職団体は専門職をみずから支援、監督していくところを強く方向性として出して行って、不正防止に大きく貢献するための制度をつくっていくことがうたわれるといいなと思っています。そのために、それを発展していくと、恐らく支援とは別の不正防止のための何らかの大きな公的機関等の話になっていくのかなということがありますので、ぜひそれをお願いしたいと思っています。

○大森委員長 みずから実施しなければいけない話ですね。当然と言えば当然ですけども、悪いことをする人はいますからね。それについて一言何かつけ加えることができるかどうか。わかりました。

どうぞ。

○土肥委員代理 土肥委員の代理で出席させていただいているのですが、前回のワーキングで土肥委員も意見として述べられているかと思いますが、弁護士会におきましても今、喫緊の課題がこの不正防止でございまして、各弁護士会等への問題意識を喚起し、それから、具体的にどうするのかということを鋭意検討している最中でございます。この点につきましては、その旨の御報告をここでさせていただきまして、川口委員のお言葉と同様の状況にあるということをご述べさせていただきます。

以上です。

○大森委員長 余りここの文章で強く言うと、ちょっと失礼になる可能性もある。プロフェッションですから当然の話なので、当然のことを書かなければいけないというのはプロフェッショナルとしては恥ずかしい話です。ただ、どうしても書けとおっしゃるならば、工夫することがあり得る。そういうことではないかと思っておりますので、一応、引き取らせていただきます。

村田さん、どうぞ。

○村田委員 (3)①金融機関による新たな取組のところ、ここにお書きいただいていること自体には何の異論もなく、ぜひこういった方向で話が進んでいくことを期待しているわけですが、こういう取組の別側の側面も文脈が許せばお書きいただいてもいいのかなと思います。どうしても不正防止という形で言うと親族後見人の方などを中心に、自分を疑っているからそういう取組をしなければいけないのかという否定的なイメージといたしますか、なかなか受け入れられないところがあります。ただ、実際には新しい金融商品といたしますか、預金ですとか信託などのいろいろなオプションが広まりますと、これは後見人の方の財産管理を容易にする、楽になるという側面もありますので、その分、より身上

監護に注力していただけるということにもなる。そういうプラスの面もあるかと思うのです。

ですので、この文脈ですとなお書き程度にしかならないかもしれませんが、こういった取組というのは後見人等の財産管理事務の負担軽減になり、ひいては身上監護に注力していただくという効果も期待できるといったことを添えていただくこともあり得るかなと思います。

○大森委員長 わかりました。ここは金融機関の話になっているので、金融機関が積極的に、自主的に何かやってもらう話ですけれども、監督官庁は何を考えているかよくわからないのです。それが難しいのです。そこまで書きにくいのかもしれないから、この程度で穏やかにおさめておられるのではないかと思っているのです。ぎりぎりやると下手をすると崩れるので、ですから今、村田さんがおっしゃったようなことを含めて、今回はこのような調子なのかなという感じが私はしているのです。もう少し書いてもいいのだと思うのですけれども、この程度の話かなと考えています。

どうぞ。

○川口委員 今に関連してなのですけれども、この制度はぜひ広めていきたいと思うのですけれども、1つどうしてもフィックスをしていくという方向にありますので、本人のために本来使用するというものがフィックスされると思われると困ると思いますので、今の後見制度、支援信託の場合は、使おうと思ったときに出るまで時間がかかるという問題点がありますので、これを広めるときにはそこに考慮した形で、この進め方でいいと思いますけれども、そこも考慮していただきたいというのがあります。

○大森委員長 ますますだから金融庁の話になるのです。どこかでとりつけておかないと危ないのではないかと思います。役所の中のことはわかりませんが、この程度で今回おさめるということかなという感じはしていて、私も気になるのですけれども、余りこれをやると出し入れが非常に不便になるのです。今だって銀行は不便でしょう。私なんか行くと疑われるのです。詐欺にかかっているのではないかと行ってしつこく聞かれて、こんなもの銀行だろうかと思うのです。どこかでそういう話がどんどん進み始めていて、これは余りぎりぎりやるとその話になるので、多分金融庁が嫌がるのではないかと考えていて、その辺のことは今回はこれで、とりあえずこの調子でいくということにさせていただいたらどうかと思っています。

(3)はよろしゅうございましょうか。それでは、次は(4)と(5)一緒にいきます。

○事務局 13ページをごらんください。

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

①任意後見等の利用促進

○ 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。

②制度の利用に係る費用等に係る助成

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の視点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。
 - ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
 - ・ 地域支援事業要綱の一部改正（平成28年1月15日厚生労働省老健局長）において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができることが明らかにされていること等を踏まえた取扱いを検討すること。
- 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、地域における成年後見制度利用促進の広報活動、相談対応、権利擁護に関する支援を必要とする人の発見と支援へのつなぎ、成年後見人等候補者の受任者調整、後見活動の担い手の育成、チームや協議会に参加する関係機関等による後見活動サポートなどの活動の推進につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 地域連携ネットワークの三つの役割（権利擁護に関する支援の必要な者の発見・支援、早期の段階からの相談対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資するサポート体制の構築）を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・ チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・ 地域連携ネットワークの中核機関の設置・運営について定めるものであること。
 - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

（5）国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積

極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク(協議会等)の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。

- 市町村は、地域連携ネットワークの整備(地域における成年後見制度利用促進の広報活動、相談対応、権利擁護に関する支援を必要とする人の発見とその支援へのつなぎ、成年後見人等候補者の受任者調整、後見活動の担い手の育成、チームや協議会等に参加する関係機関等による後見活動サポートなどの課題への対応が期待される)が計画的・段階的に進むよう、市町村計画を定めるよう努める。
- また市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。その際、家庭裁判所(本庁・支部・出張所)との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
 - ・ 特に後見等の担い手の確保(市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等)や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府

県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な成年後見人等が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。

- ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会との連携面など、必要な支援を行う。
- さらに、地域において重層的なサポート体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門サポート機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

③国

- 国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討に資するため、各地域の取組例を収集し、先進的な取組例の紹介や、連携強化に向けての試行的な取組への支援等に取り組む。
- また、国は、都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組状況を把握し、地域における取組状況に格差が生じていないか等を継続的に確認し、必要な助言等を行うとともに、取組の進捗状況等を勘案し、必要な支援策について検討していくこととする。

④関係団体

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームのサポート等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において成年被後見人等の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。
 - ・ ソーシャルワークの理念や技術などに基づく被成年後見人等の意思決定の支援
 - ・ 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
 - ・ 社会福祉士等の成年後見人等候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な成年後見人等及び成年後見監督人等の候補者を推薦
 - ・ 地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームのサポートや、後見の運用方針における専門的な助言等の活動
 - ・ 必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場

等との情報共有、連絡調整

イ) 法律関係者団体

- 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。
 - ・ 法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
 - ・ 弁護士及び司法書士等の成年後見人等候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法的対応が必要となる案件等について、適切な成年後見人等及び成年後見監督人等の候補者を推薦
 - ・ 親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、サポート機能の一環として、成年後見人等に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与
 - ・ 本人と成年後見人等との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

では御意見を伺いましょうか。どうぞ。

○山野目委員 17ページの中ほどにあるア) 福祉関係者団体の1番目の○の最初の行でございますが、「今後、成年後見制度において成年被後見人等の意思決定支援」の「成年被後見人等」を「本人」にしてはいかがでしょうか。全体を通じて「成年被後見人等」は用いないで「本人」の表現で一貫していただくように精査していただければありがたいと感じます。

冒頭に委員長から、全体を通じてなるべくわかりやすい文章にという御注意をいただいていることに加え、法令の表現でも民法は全部、成年被後見人、被補助人、被保佐人ですが、他の法令では本人と呼んでいる例もありますから、御勘案いただければありがたいです。

○大森委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見どうぞ。

○池田委員 3点あるのですけれども、14ページの一番上の○、そして2つ目のポツのところでは地域支援事業要綱の一部改正を取り上げていただいて、大変ありがたいと思いつながら、首長申立てでないと思わせないというところが多いことと、もう一つは後見類型でないと思わせられないということが多くありまして、そこは後見類型だけではなく、本法の趣旨にも合うと思っておりますので、保佐、補助についても検討してほしいとつけ加えていただくとありがたいかなと思っております。

2つ目が16ページのところですが、これは単純に忘れられたかなと思うのですが、2つ

目の○の一番最後のポツで、「各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会」ここは福祉団体としてほかにも全部入れていただいているので、一応、社会福祉士会も入れていただいたほうがよろしいかと思えます。

3点目です。17ページですが、福祉関係者団体ということでは最初の発見のときにも申し上げさせていただいたことと同じことを申し上げることになるのですが、一番下のところになるでしょうか。必要に応じというよりは、地域の福祉状況を見ながらという形でしょうか、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場における制度利用が必要な人の発見に努め、その情報共有、連絡調整といった発見というところにも、やはり福祉関係団体は意識を持っていただけたら、より強化につながるのではないかと思います。

以上、3点です。

○大森委員長 齋藤さん、どうぞ。

○齋藤委員 私からは14ページの一番上の成年後見制度利用支援事業に関してなのですが、地域支援事業は位置づけとしては任意事業になっている。地域生活支援事業は必須事業になっているという違いがありまして、下のポツの市町村においては、その実施を検討することとの関係で決定をしていくという意味では、この地域支援事業の任意事業を必須事業に変えられないのだろうかというのを1つ意見として申し上げておきたいと思えます。

それから、例えば18ページの2つ目のポツのところです。法律関係者団体というのを地域の現場でどう認識するかという関連で、どこまで規定するか。文言として書くかということなのですが、「弁護士及び司法書士等の成年後見人等候補者名簿を整備し」ということですが、これはもともとどこまで「等」というのは想定しておつくりになっているのか。こここのところを確認させてもらえればと思えますが、微妙ですか。差し支えなければという範囲で結構です。

○大森委員長 事務局いかがですか。今の「等」ですけれども。

○事務局 具体的に名前を挙げるのは適当ではないと思えますが、これだけに限られるものではないだろうということで載せております。

○大森委員長 村田さん、どうぞ。

○村田委員 家庭裁判所がどういった方々を専門職の後見人として扱っているかという観点からしても、これは結構地域の実情によってさまざまでありまして、弁護士さん、司法書士さん、社会福祉士さんが中心であることは大体どこも一緒なのですが、プラスアルファで行政書士さん、税理士さんなど、その辺どこまでこの後見の分野における専門職として扱うかというのは、かなり地域によってばらばらだとしか申し上げられないかなと思えます。

○土肥委員代理 成年後見制度利用支援事業のところにつきまして、今、齋藤委員、池田委員がおっしゃったところに関連しまして申し上げさせていただきます。

14ページのところで、必須にするかどうかはまたそれは御議論あるかと思うのですけれども、せめて利用促進法の流れがあるわけですから、検討ぐらいはしてほしい。望ましいというのがついてしまうと検討すら引いてしまうのではないかと感じますので、書きぶりとして検討して各市町村の実態においていろいろな問題が生じるということは、場面によってあるかと思うのですが、計画の段階ですのでせめて検討は実施していただくぐらいのところは書いていただけないかなと思った次第です。

以上です。

○新井委員 17ページの④関係団体の表現です。ここでは3つの会の名称を挙げています。読んでみると3つの会に限定されるような印象がややあるのですが、これから新しい専門職の団体が出てくることもあると思いますし、何よりもこれからはインクルーシブな社会を目指すべきなので、もう少しほかの団体も入るような余地を残した表現のほうがよろしいのではないかと思います。

○大森委員長 ここもまた「等」ですか。もう「等」はやめたいのだけれども、「等」ばかりになっていく。みんな注をつけなければいけない。将来出てくるかもしれませんが、もし今の御意見を入れるとまた「等」をつけなければいけないですね。わかりました。御意見は何いました。

○新保委員代理 障害関係では、やはりこの制度の長期利用ということがありますので、繰り返しになりますけれども、14ページの成年後見制度利用支援事業のところ、抜本的な見直しを本当にお願ひしたいと思うのです。これをどのように書き込むかはわかりませんが、費用の問題は非常に大きな利用の壁になっていますので、最大限、検討していただきたいと思います。

それから、先ほど都道府県のことで申し上げましたが、失礼いたしました。ここにきちんと書いていただいたので、ありがたいと思います。ありがとうございました。

○大森委員長 今の14ページのところは、今回のここでは少し無理です。相当大的な変更ですのでね。最終的には財務当局との折衝問題です。必須と言ったら国が相当程度の高額なものを出すことになります。だから生活困窮者自立支援のほうもそうなっているのです。ただし、任意と言うとやってもやらなくてもいいと思ひやすいのです。だから任意でも必要なんだということが大事なのです。それをお金で裏づけるときにどうなるかという話になっていますので、今の御意見は何いますけれども、直ちにここで入れるかどうか、別途検討しなければならないのではないかと思いますので、御意見として伺いました。

どうぞ。

○川口委員 13ページ(4)の一番最初の①で任意後見の利用促進というところがありまして、そのすぐ上に1つ前の議題だったのですけれども、移行型任意後見の不正防止があります。任意後見の利用を促進していく上では、不正防止も含めた形でこれをPRしていく必要があると思うのですけれども、ここに書かれているという形になりますと、この地域連携ネットワークの中で例えば契約をする段階から相談等をしていくことによって、この

見守りをやってもらえるという認識でPRをしていくということによろしいのでしょうか。その辺を確認しておかないと、どうやって促進していくかという中で1つのポイントになりそうな気がしまして、確認をさせていただきます。

○大森委員長 事務局、何かありますか。

○事務局 先ほどの池田委員の意見とも重なってくる場所ですけれども、ぜひそこは地域ネットワークの1つの役割として期待したいということは、これも報告書にはしっかり書いていきたいと思っております。

○川口委員 私もこれを利用して、拡大していくという方向性というのは1つ大きな方向性としてあるかなと思っております。

○伊東委員代理 各機関の役割をお示しいただき、ありがとうございます。

泣き言といいますか、お願いといいますか、権利擁護にかかわる業務で、市も人的なことについては非常に苦慮しております。これだけのことを計画を立て、また、中核機関の設置にも努め、そして連携を確保するとすると、正直、組織体制にも影響するような、あるいは専門職の確保であるとか、関係団体との協力の確保、受け皿の確保、これに駆けずり回することを考えると、相当大変なことだと思います。

なので各種関係団体の役割の中でサポートということもありましたけれども、ぜひ提案といいますか、こういったことが協力できるという提案も恐らく各地域の市町村は必要としていると思います。市町村にこの後見業務に精通した職員がおるとは限りません。専門職の配置をしているところばかりではないと思いますので、関係機関についてはぜひとも積極的に提案あるいはサポートについても協力をいただけるよう、全国さまざまな地域の関係団体にも働きかけを行っていただければありがたいと思います。

○大森委員長 今のことはすごく重要なことでして、これを市町村の担当者が読んで、全部来る。もしこのトーンで言うとうどうなるかという、1つの想定は、特に認知症高齢者はふえますのでニーズは高まります。今回、障害者の話が前面に出ていますけれども、本当のニーズは認知症高齢者で起こっていて、その対応をしなければいけない。そのときにもそれが相当程度一般的なニーズでどこでもやらなければいけないと書いてありますから、そうしたらこれは地方交付税対応になるはずなのです。そうしないと財源を確保できない。市町村の現場はどんどん削られていますので、これでやれと言ったら人も置けないし、事業費もできないから、専ら現在の厚労省の補助金でやるのかということになったら、現場はそうになっていけませんので相当大変になっていまして、ですから今後の認知症高齢者の増大を想定すると、どこかでこれは今回言えるかどうかわかりませんが、その話には必ずなって、これはだから厚労省かどこかで頑張ってもらって、総務省と財務省と交渉して、これは一般的なニーズだとも地方交付税の対応をしると言わないといけない。そのぐらいのことをやってみせなければ実際には市町村は受け取れないでしょう。そういう悩みなのだと思うのです。どうぞはっきりおっしゃってくださいいいです。

○伊東委員代理 もう一点、さきのワーキング・グループで申し上げたと思いますが、し

くみが形骸化してしまって、どこかに任せ切りになってしまうことを恐れるのです。例えばどこかに委託しておわりとなってしまうためには、連携の仕組みの中での中核機関の役割は大きいと思います。ある意味、受け皿として確保できるのか。それ自体に市町村は苦勞することもありますので、関係機関、特に都道府県にはもちろんリードしていただくような、一緒に考えていただきたい。

最初にこの委員会で、一緒に悩んでいただきたいと申し上げた記憶があります。関係機関の方々には、ぜひとも各地域の市町村と一緒に悩んでいただきたい。この問題について一緒に悩んで、一緒に考えていただくような仕組みができれば、よりよい後見制度の充実が図れるのではないかと思います。

○大森委員長 強く言うと、市町村と伴走してもらいたい。何でも市町村が頼りだ、地域が頼りだと言ってしかるべき措置をとってもらわなかったら、みんなひいひい言うてしまう。それなら実際に見学するのは。やらないから。やれないからということになるので、これは実行可能な案にしなればいけませんから、将来的な課題かもしれないけれども、どこかでそういう配慮を考えなければいけません。

○池田委員 少し関連すると思うので、これに載せていただける問題ではないのかもしれませんが、今、倉敷市さん言っていたいただきましたが、私はふだん都道府県の立場で虐待対応を中心にして動いておりますが、その枠組みが認知症対策というところで高齢者の権利擁護等推進事業というところでさせていただいていまして、実際にはきょうお話していただいている成年後見の問題ですとか、権利擁護というところでは非常に横のつながりがあるのですが、本来そのお仕事を始めたときに、それは社協でほかの事業としてやっているから関係しなくていいのとか、高齢者の権利擁護推進等事業は国と都道府県で半分ずつお金を出してやっている事業ですが、そういった意味で非常に前回、前々回でしたでしょうか。野澤委員が権利擁護のところ縦割りを廃して、窓口をそれもこれもという形でやったら非常に効果があった。

16ページの下の方に国というところで、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討というところでは、実は大変失礼な言い方ですけども、国とか都道府県というところで縦割りで特に社会的ネットワークと言っている中で、一番最初に国と都道府県がそのあたりを考えていただければと思っております、先ほどの権利擁護等推進事業というのも見直しと聞いておりますが、そういったところでの工夫をぜひ促すような書きぶりをしていただけると大変ありがたいかなと思っております。

○大森委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○村田委員 先ほどの大森委員長の御発言にも少し関連するかと思うのですが、この16ページから17ページにかけての国の役割のところ、2つ目の○にありますような継続的な確認や助言というのは非常に大事だと思います。その意味で、これを書き込んでい

ただいたのはありがたいなと思うのですが、もし可能であればやや欲張りかもしれませんが、この先のタイムフレーム的なものを含めて少し組み込んでいくほうが、先ほどから出ていたように自治体によってはなかなか實際上、大変苦勞されるというか、取組が進まないようなところもあるかもしれないという不安もあることを考えると、一定の期間ごとに国としても全体状況をしっかり把握していくということで、その姿勢を示すためにもある程度タイムフレームがあってもよいのではないかと。難しいところもあるかもしれませんが、御検討いただければありがたいと思います。

○大森委員長 ありがとうございます。

一当たりよろしゅうございましょうか。

それでは、最後のところにまいります。（６）（７）（８）を一括して御議論させていただきます。では、お願いします。

○事務局 18ページでございます。

（６）成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討

○ 医療や介護等の現場において、成年被後見人等に代わって判断をする親族等がない場合であっても、円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

○ 厚生労働省の平成27年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」においては、認知症の人の意思決定支援に関する倫理的・法的な観点からの論点の整理及び医療・介護の観点からの注意点が取りまとめられ、平成28年度の同研究事業においては、成年後見人等の医療同意権も含め、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の在り方を含めた検討が進められ、平成28年12月2日、その検討状況が促進委員会に中間報告された。

○ 同中間報告では、成年後見人等に医療同意の権限を与えるかどうか（合法性）の観点のみならず、意思決定支援の観点から、適格性（支援に必要な資質と力量）及び適切性（権限行使が適切に行きわたる条件等）の確保の観点も踏まえた検討の状況が報告された。成年後見人等には、本人の意思決定支援者の一員としての役割（情報提供や、意思疎通・判断・意思形成の支援等）があり、本人の意思を推定する場合にも、より詳細に本人の意思を反映できるよう多職種の協議に参加したり家族間の意見を調整するなどの役割において貢献できる場合があるとの考えが示された。また、今後、臨床現場の意思決定支援の質の向上の観点から成年後見人等の役割の拡充を考える場合、意思決定支援等の認識向上や意思決定支援の質の確保のための手順・運用プロセスの明示といった一般的な施策と併せて、上記のような成年後見人の意思決定支援者としての役割の明示や教育、運用の質を確保することが重要であり、特に本人の意思決定が困難な場合においては、成年後見人等が身上監護面で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知した上で

成年後見人等が役割を果たす必要があり、まずそうした環境整備が重要であることや、そうした事例をまず共有しつつ、引き続き医療・介護等の現場における合意形成等必要な対応を検討していく必要があることなどの考えが示された。

- まずは、医療の処置が講じられる機会に立ち会う成年後見人等が医師など医療関係者から意見を求められた場合等に、成年後見人等が、他の職種や家族などの周囲の人たちと相談し、十分な専門的助言に恵まれる環境が整えられることを前提として、所見を述べ、または反対に所見を控えるという態度をとるといったことが社会的に受け容れられるような合意形成が必要と考えられる。今後、政府においては、このような考え方を基本として、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定 手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方も参考に、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
- また、促進法第11条第2号においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8) 死後事務の範囲等

- 促進法第11条第4号においては、成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等あての郵便物の成年後見人への転送や、成年後見人による死後事務（遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結等）等については、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が平成28年10月13日から施行されており、政府においては、その施行状況を踏まえつつ、これら成年後見人による事務が適切に行われるよう、必要に応じて検討を行う。

以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。

それでは、御意見いかがでしょうか。どうぞ。

○新保委員代理 19ページの(7)の権利制限のところであります。特に地方公務員法では、後見か保佐の審判を受けると、現に公務員になっている知的障害の方がいますが、そうした人たちが職を失うこととなります。そのために後見制度が使えないという実態があるのです。選挙権の見直しはされたので、ぜひともその他の欠格条項も全て取り払っていただきたい。それぞれの項目ごとにもし必要な資格があれば検討してもらおうこととして、成年後見制度との関連で欠格条項にするという仕組みは変えていただきたい。ぜひともお願いをしたいと思います。

それから、最後に、障害者権利条約12条に比べると、現行の制度の補助、保佐、後見という3類型に分けるということの中に無理があり、抵触しているところがあると考えられます。意思決定支援を徹底することでかなりそれは改善されるにしても、根本的な解決が必要でありますので、それは今後の課題としてどこかに明記をしていただき、あるいはそういう発言があったとの記録を残していただきたいと思います。

○大森委員長 わかりました。

ほかに、どうぞ。

○瀬戸委員 私からは5番の医療、介護に係る意思決定が困難な方の支援等のところで、18ページの3つ目の○は、この間の報告でもありましたけれども、公的な問題だけではなくて適格性と適切性という、ここを書いていただいて、ここを踏まえていただいたというのは医療現場からすると非常に助かります。実際に何度も申しますように、後見人の方と我々医療の連携というのが今までできているわけでは決してございません。先ほど言いましたように、どなたが後見人になったかということすら医療現場にはフィードバックされないのが現実です。これを今後進めていくにはこのようなステップをきちんと踏まえて、時間をかけて議論してやっていただく。非常にいい文章をつくっていただいたと私としては考えました。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

この前、中間報告を受けたところの文章の要約風になっているのですけれども、ともかくこの文章はずらっと長いのです。もう少し簡略化できないかと思っているのですが、ここがやたら長いのです。どことどこがつながるのかよくわからない。これは悪文の典型のような文章です。ちょっと言い過ぎですけれども。

基本的に言うと「まず」以下が私どもの所見なのでしょう。それまでは中間報告のサマリーなのです。だから重要なことが書かれているのですけれども、もう少し簡略して文章をつくれなかなと。だらだらと長過ぎるということを読んでいて気になりました。

ただ、全体として「等」が多いので、「等」がなくてもどこかで注をつけて、以下「等」をつけないけれども、この言葉で全部あらわすんだというふうにすれば簡略化できますので、そんな工夫もあっていい。

繰り返しますけれども、この文章を普通の人を読んで、これならばと思わなければいけ

ないので、これは利用促進するのだけれども、利用促進する文章が利用促進を妨げるような文章になっていたら困るので、役所の方々は役所の文学があってこのような文章になりやすいのですが、だから我々がいるので、できるだけわかりやすい文章に変えていただくことについてお願いしたいと思うのですけれども、事務局、よろしいでしょうか。

多分、文章が微妙な表現になっていて、そこが直ちに換えられるとは思にくいのです。言い切っしてほしいことがあるのですけれども、多分、調整問題が起こるので、できるだけ含みのあることは承知の上ですが、できるだけ誰でも誤解なしでわかるような話にもう一回ブラッシュアップしていただくということを、事務局の方々にお願いしたいと思うのです。

○事務局 できる限りの努力はさせていただきますが、基本的には報告書というか取りまとめというのは、メンバーの方々の微妙なバランスの上でできるものでございますので、若干かたくならざるを得ないことはお許しいただければと思います。ただ、この取りまとめ結果を今後広く国民の方に知っていただく、さらにはこれを踏まえて利用促進計画を政府としてつくらせていただく際には、国民の方々にとってよりわかりやすい表現になるような形で最大限努めたいと思ってございます。

○大森委員長 どうぞ。

○池田委員 その簡略化というあたりで1つだけ私は読ませていただいて疑問というところで、19ページの(6)のところですが、私はこの医療の意見に対しての考え方については、前回、言わせていただいたのでまた同じことを言うつもりはございませんし、また、この取りまとめにも非常にきちんと最初のところで「親族等がない場合であっても、円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援」と書いていただいて感謝申し上げているところですが、そういった意味では19ページの真ん中からの○のところでは、改めてまた医療や福祉関係者の合意を得ながら人生の最終段階における意思確認の方法や、医療内容の決定手続を示した云々と、いわゆるターミナルケアというところでのガイドラインですとか、自発的なプロセス、アドバンス・ケア・プランニング、この重要性も私は十分よくわかっているのですが、そこには必ず家族等がいるという前提のことが多く、これをまたここで参考にと言われて改めて言われることに違和感があるということは、御考慮いただければと思います。

以上です。

○大森委員長 ちょっとフォローできなかったのですが、人生の最終段階における医療や療養について患者家族と。

○池田委員 まず(6)の医療に関しての意思決定が困難な者への支援というところで、最初の○で親族等がない場合であっても、特に円滑に必要な医療を受けられるための支援のあり方としていろいろ措置が講じられる必要があると考えて、まず前提をしていただいた後、一番最後のところでももちろんそういった中でターミナルケアというところでの人生の最終段階における医療の決定プロセスのガイドラインとか、アドバンス・ケア・プラン

ニングの考え方も参考にと改めて言っていたと思いますが、これはもちろん参考にしてはいけないという話ではありませんが、こういう家族等がいて決定ができない、本人が意思決定できないというところを喫緊の課題として考えていただきたいというのが、私のといますか、今の利用促進法の中では、その場をまずは独居の認知症で家族が当てにできないというようなところを前提に考えていただいている中では、屋上屋というよりは、ちょっと趣旨が違うのではないかと私自身はとりました。

これ以上は事務局のほうでお考えいただければいいのかなと思いますが、長いなというところの中で、今これを取り上げる必要があるのかなと私は感じたということです。

○大森委員長 現に現場で直面している困難があって、それをどうしたらいいだろうかと悩んでおられて立ちすくんでいる。これはそれについてではない話になっている。将来について速やかに検討する。速やかに検討することは悪いことではないですけれども、あなたがおっしゃっていることについての言及が少し不足しているのではないかという御意見ですね。

○池田委員 そうです。そこは事務局でお考えいただきたいと思います。

○瀬戸委員 今の御意見に決して反論するわけではなくて、アドバンス・ケア・プランニングであるとか、ガイドランがあるということは、触れておかない場合にこれがない文章になってしまうと誤解を招くおそれがあると思います。だから決してこれに戻るという意味ではなくて、このようなものがきちんと規定されている。その上で我々はどうかという検討をしていこうという意味では、そういう脈絡になるのではないかと私は考えました。

○厚生労働省 一応、事実関係だけなのですけれども、このガイドラインの中に家族がない場合ということも記述がございますので、家族がいる場合のときだけではないということで、補足をさせていただきます。

○大森委員長 よろしいですか。

○池田委員 わかりました。

○大森委員長 一応、事務局のほうで検討してみましようか。

どうぞ。

○新井委員 医療行為の同意と欠格事由の見直しを行うということは、もちろんこのように進めていただきたいと思いますが、ここで書かれていることによりますと、「できる限り速やかに検討を進める。」となっています。主語は「政府においては」となっています。ですから、これから政府において検討を行うときの一定の方向性が、ここに書かれていると理解いたしました。

そこで、この委員会は直接関与しない形になるのですが、タイムスケジュールとか、あるいはどういうところで行われるかということをもし事務局である程度把握されていまして、委員の立場として少しお伺いしたいと思います。

○大森委員長 お答えできますか。厚労省のほうから。

○厚生労働省 1つ、どういう場というのを今、具体的に決まっているものではありませんけれども、ここに書いてございますように医療や福祉関係者等の合意を得ながらという部分がございますので、そういった方の御意見も踏まえながら検討していくということでございます。

○新井委員 欠格事由のほうはいかがでしょうか。

○事務局 今、新井座長からいただいた例というのは、今後この御意見をいただいて、利用促進計画をつくっていく中で、どのような時間軸で、また、どのような場でということを考えさせていただくことになるわけでございます。直ちにやるべきことというものもあるし、市町村等をお願いしなければいけないこともあるし、政府において検討をさらに進めないといけないということもいろいろ盛り込まれておりますので、これをいただいた上で1月、2月、3月にかけて利用促進計画案という形でまとめさせていただき、決定をさせていただく。その中で時間軸及び検討の場の方向性が出せるものについては出して、まとめさせていただく。そこについては我々のほうにお任せいただければありがたいということでございます。

○大森委員長 よろしいですか。どうぞ。

○山野目委員 19ページのただいま話題になっております、いわゆる医療同意に関する〇のところは、改行がなかったり、少し文章が長かったりするので、評判が悪いというお話もあるのですけれども、厚生労働省のワーキングに参画させていただいた者として所感を述べますと、今後の政府の取組の進め方について、ここまで明確なことが書かれたというのは大変素晴らしいことであると感じます。

池田委員の御心配も受けとめますとともに、瀬戸委員がおっしゃったように従来の厚生労働省がこの政策領域で提示してきた幾つかのガイドラインとの関係を整理し、政府においてこれから検討の場をどのようにするかということを慎重に見定めた上で進めていただくことでありまして、そこはこの委員会ではなくて政府にお任せすることが最も適切だと思いますし、しかし、その方向はここでこれだけ明確にされているということでもありますから、ぜひ改行を入れろとか、わかりやすくするとか推敲はしていただきたいと思いますが、この線から後退することのないように取りまとめをお進めいただければありがたいと感じます。

○大森委員長 大体ひと通り意見が出たと思うのですけれども、今回はこの計画に盛り込むべき事項になっているのですが、前の文章と後の文章がくっつきますので、前の文章と後の文章がくっつきますので、その内容は次回に御検討いただいて、全体としてまとめることとなりますので、それに関係するような御意見も出ましたので、きょういろいろなところで出た御意見をできる限り取り入れられるような努力を両主査と事務局にお願いいたしまして、次回に備えていただきたいと思います。

なお、どうしてもこの場できょうの議論で一言おっしゃりたい方がおいでになれば、1、2伺いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○川口委員 17ページなのですが、ここに国の役割の2つ目の○がありまして、ここに関しまして国は取組状況を把握して、継続的にいろいろ確認をして、進捗状況を勘案して施策を検討していくことになっているわけですが、このスパンを3年とか、その辺を一度めどにフォローしていくというような話があると、我々としては今回せっかくここまで議論したものを、どういう状況であれしていくかというのはある程度チェックして、確認していくことが必要なのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

○大森委員長 わかりました。

新井先生、どうぞ。

○新井委員 これは次回の委員会でぜひお願いしたいことです。報告書のとりまとめ、そしてパブコメにかけて閣議決定があるという一連のプロセスがあって、その後この委員会の役割はどうなるのかということについて、委員の皆様関心をお持ちだと思いますので、先ほど村田委員からも今後のタイムフレームをどうするのかということがありましたので、その点についても次回の報告書の一番最初か後かわかりませんが、入れていただけたらありがたいなと思っています。

○大森委員長 この委員会はこれで終わらないのですか。私は終わると思っていたのですが、

○事務局 まず川口委員からの御意見については、ここでつくるのは利用促進計画でございますから、次回お示しをさせていただきますが、計画期間というのは一般的に言えば5年程度のことを考えて、当然のことながら計画でございますからPDCAで回していく。そして、その意味で進捗状況を見て、次回のさらなる計画をまたつくっていく。また次回、御議論いただきますが、この5年間を転がしていく中で制度そのものを見直さなければいけないという問題が出てくれば、当然のことながら中期的、長期的課題として制度の見直しというものをやっていくことになるのだろうという感じになります。

それから、この検討委員会の役割としては、まさに成年後見の利用促進について重要な事項を御審議いただくということですので、適宜御議論をいただいて、御指導をいただくことになると思いますが、2年後、この成年後見利用促進の事務局そのものが厚労省に移りますので、厚労省に移った段階でまたこの組織も衣がえという形になるわけですが、基本的なミッションというものは、利用促進に関して貴重な御助言をいただく場だということが法律に書かれているものだと理解をしておるところでございます。

○大森委員長 それで、終わるのではないのですか。次に20日にやるでしょう。私どもが打ち上げるわけでしょう。あとは政府において受け取っていただいて、この委員会自身はスタンディングではないでしょう。

○事務局 この委員会はスタンディング、ただ、法律に根拠のある委員会でございます。

○大森委員長 だから法律上は存在しているけれども、実態としては終わるのでしょう。

○事務局 これはあれですが、実は我々としての内々のあれでございますけれども、とりあえずまとめていただいた後、欠格条項の見直しのお話とかいろいろ幾つか成年後見の利用

促進については法律上、政府として宿題をいただいているものもございますので、適宜この委員会の場をお借りして貴重な御意見をいただくことも十分あり得るのかなと思っておりますので、また委員長のお力をお貸しいただければと思っておりますが、申しわけありませんが、このような本当に頻繁な頻度で大変御無理をお願いして御審議をお願いしていくことにはならないものかとは思っておりますが、いずれにせよお力添えをいただかなければならない状況はまだ続くんだということで、委員長にも御理解をいただいて、また御相談をさせていただければと思います。

○大森委員長 お約束の時間より2、3分前ですけれども、これでお開きにしたいと思っておりますが、事務局から何か話すことはありますか。

○事務局 本日も長い時間ありがとうございました。

次回の日程でございます。12月20日火曜日の朝9時半から2時間半の予定であります。早朝で申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

本日いただいた御意見も踏まえて、修正等をまた執筆して事前にお送りしたいと思っております。議事録につきましては個別にまた確認いただいた上で公表する予定でございます。よろしく願いいたします。

○大森委員長 一言、言うのを忘れたのだそうです。20日は最終的な取りまとめを行うということなので、その点、皆さん方に念頭に置いていただいて、議論していただきたいということでございますので、次回で打ち上げてしまいたい。文章決着を含めて全体として打ち上げしてしまいたいと思っておりますので、それは皆さん方の御意見次第ですけれども、全体としてはまとめの方向に向かっているのではないかと。ただし、前の文章と後ろの文章がくっつきますので、それについて御意見が出る可能性がございますので、できるだけ今までの御議論を前提にして文章を多分おつくりになると思っておりますので、そんなに異論なくおさまるのではないかと考えていますけれども、なお御協力をお願いしたいということで。よろしく願いいたします。

本日は以上でございます。ありがとうございました。